

エコアクション21

環境経営レポート

(2025年度)

運用期間：2025年4月～2026年3月



一般財団法人 山口県環境保全事業団

発行日 2026年7月1日

1 環境経営方針

＜環境理念＞

一般財団法人山口県環境保全事業団は、山口県における産業廃棄物の適正処理を行うとともに、環境保全に関する各種事業を行い、本県の快適な生活環境の保全と産業の発展に寄与することを目的として事業を展開します。

＜行動指針＞

環境経営システムを構築・運用し継続的な取組を進めるため、この行動指針に環境経営目標及び環境経営計画等を定め、実効性のある活動を展開します。

これらの活動を通じて、国連が定めた SDGs（持続可能な開発目標）の達成に貢献します。

- 1 電気や燃料の使用を節減するとともに、再生可能エネルギーの活用を推進し、二酸化炭素排出量の削減を徹底することで、国が目指す2050年に温室効果ガスの排出を実質ゼロにする「カーボンニュートラル」目標に貢献します。
- 2 廃棄物の削減
書類の電子化を推進するなど、紙使用量の削減を図ります。
- 3 水使用量の削減
節水に努め、水使用量を削減します。
- 4 化学物質の適正使用に努めます。
- 5 産業廃棄物の最終処分において、環境保全に配慮します。
受入基準や環境関連法規の遵守を徹底し、循環経済の実現に貢献します。
- 6 物品等の調達にあたっては、グリーン購入に努めます。
- 7 県内の J-クレジット、J-ブルークレジットの購入を進め、二酸化炭素の削減・吸収に係る取組を支援します。
- 8 環境保全に関する教育を継続的に実施し記録します。
- 9 環境保全活動への助成等を通して、地域社会と良好な環境コミュニケーションを図り、地域の環境保全に努めます。
- 10 この環境経営方針は、従業員全員に周知するとともに、研修や教育を行い、環境保全に向けた意識の向上に努めます。

2017年7月 1日 制定

2025年6月30日 最終改定

一般財団法人 山口県環境保全事業団

理事長 山野 元

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



《参考》当事業団の環境経営方針とSDGsの関連表

SDGsの目標 環境経営方針			3	4	6	7	8	9	11	12	13	14	15	17
			すべての人に健康と福祉を	質の高い教育をみんなに	安全な水とトイレを世界中に	エネルギーをみんなにそしてクリーンに	働きがいも経済成長も	産業と技術革新の基盤をつくろう	住み続けられるまちづくりを	つくる責任つかう責任	気候変動に具体的な対策を	海の豊かさを守ろう	陸の豊かさを守ろう	パートナーシップで目標を達成しよう
														
行動指針	1	電気や燃料の使用を節減、再生エネルギーの活用の推進、二酸化炭素排出量の削減			●	●		●	●	●	●			
	2	廃棄物の削減				●			●	●		●	●	
	3	水使用量の削減			●									
	4	化学物質の適正使用	●	●	●				●	●		●		
	5	産業廃棄物の最終処分における環境保全への配慮	●		●			●	●	●	●	●	●	●
	6	グリーン購入							●	●			●	
	7	県内のJ-クレジット等の購入による二酸化炭素削減・吸収に係る取組の支援									●	●	●	
	8	環境保全に関する教育		●	●					●	●	●	●	●
	9	環境保全活動への助成等を通じた、地域社会との環境コミュニケーションと地域の環境保全			●							●	●	
	10	環境保全に向けた意識の向上		●	●		●			●	●	●	●	●

2 組織の概要（2026年7月1日現在）

（1）事業所名及び代表者名

一般財団法人山口県環境保全事業団
理事長 山野 元

（2）所在地及び連絡先

- 本部事務所
〒753-0072 山口市大手町9番11号
TEL：083-920-6828 FAX：083-920-6829
E-mail：info@yamaguchi-khj.or.jp
- 東見初管理事務所（宇部港東見初広域最終処分場）
〒755-0001 宇部市大字沖宇部字沖の山525番103
TEL：0836-32-2280 FAX：0836-32-2282
E-mail：info-u@yamaguchi-khj.or.jp
- 新南陽管理事務所（徳山下松港新南陽広域最終処分場）
〒746-0019 周南市臨海町6番地
TEL：0834-33-9280 FAX：0834-33-9281
E-mail：info-s@yamaguchi-khj.or.jp

（3）環境管理責任者及び環境管理担当者

- 環境管理責任者（東見初管理事務所環境管理担当者兼務）
常務理事兼事業部長兼東見初管理事務所長 小田 聡克
- 本部事務所環境管理担当者 事務局長 篠原 俊明
- 新南陽管理事務所環境管理担当者 所長 西藤 裕一郎

（4）事業内容

- 産業廃棄物の最終処分及び一般廃棄物の埋立受託業務
- 環境保全活動の情勢事業

（5）事業の規模

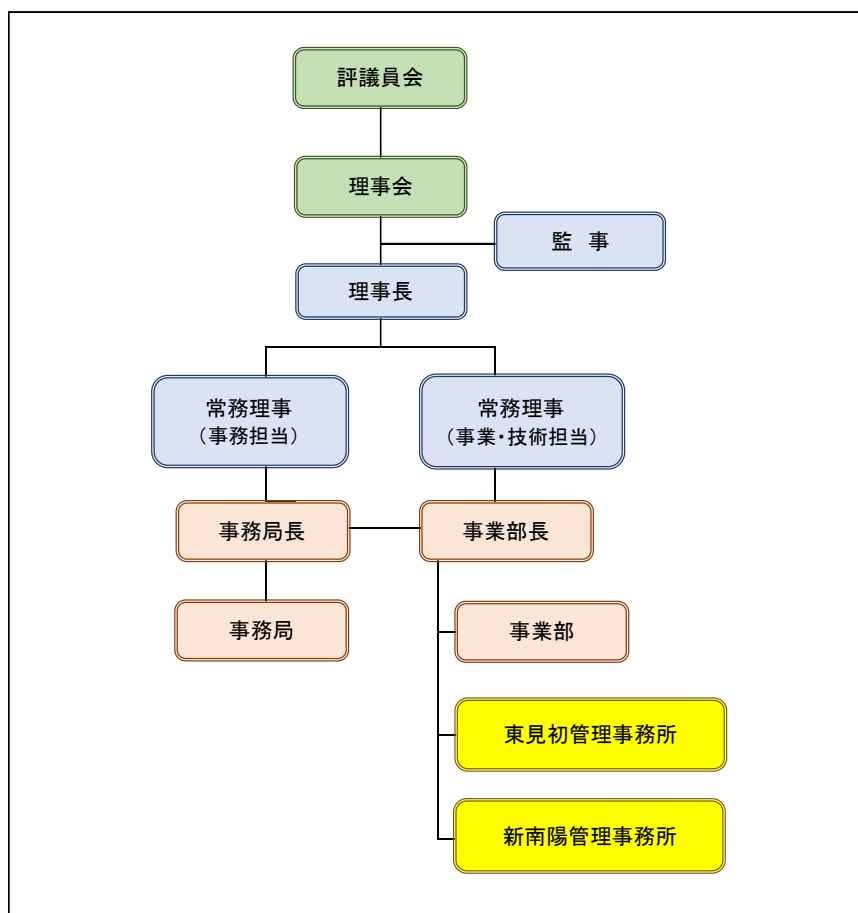
- 法人設立年月日 2007年4月1日
- 基本財産 110,695千円
- 活動規模（直近10年間の状況）

項目		単位	年度（事業年度は4月1日～翌年3月31日）									
			2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025
売上高		百万円	617	495	551	379	283	249	286	732	689	732
注1 従業員数	本部	人	6	7	7	7	8	8	9	7	8	7
	東見初注2									11	11	11
	新南陽		17	14	14	14	12	12	13	13	13	13
	合計		23	21	21	21	20	20	22	31	32	31
処産 分量	東見初注2	千t								33	34	33
	新南陽		75	59	67	37	29	25	29	28	23	28
	合計		75	59	67	37	29	25	29	61	57	61

注1：従業員数は、最終処分場の埋立業務受託者等を含む

注2：東見初は2023年度から直営

・組織図（２０２６年７月１日現在）



一般財団法人山口県環境保全事業団 人員配置図								
	本部事務所			東見初管理事務所				
	事務局		事業部	所長	副所長	参事	総務課	業務課
	局長	経理課						
人数(名)	1	2	2	1	1	1	2	
配置職員は正職員のみ。 兼務職員は主たる部門に計上。 ※ 東見初管理事務所長は常務理事(事業・技術担当)が兼務				新南陽管理事務所				
				所長	副所長	参事	総務課	業務課
				1		2	2	1

(6) 事業年度

4月1日～翌年3月31日

(7) 認証・登録範囲

本部事務所・東見初管理事務所、新南陽管理事務所

(8) 産業廃棄物処理業の許可内容等

○産業廃棄物処分業

- ・許可権者 山口県知事
- ・許可番号 第 03533176553 号
- ・許可年月日 2026年3月6日
- ・有効年月日 2033年3月5日

・事業の範囲

【宇部港東見初広域最終処分場】 2023年度から直営

事業の区分	最終処分（埋立処分）		
産業廃棄物の種類	廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず（がれき類を除く。）・陶磁器くず（自動車等破砕物を除く。以上3種類）、燃え殻、汚泥（無機性に限る。）、木くず、ゴムくず、鉱さい、がれき類、ばいじん、13号廃棄物 （これらのうち、石綿含有産業廃棄物であるものを含み、水銀使用製品産業廃棄物、水銀含有ばいじん等及び特別管理産業廃棄物であるものを除く。）以上11種類		
事業の用に供する施設	管理型最終処分場		
設置場所	宇部市大字沖宇部字沖の山525番30、525番92、525番106及び525番124の地先公有水面		
設置年月日	平成20(2008)年10月15日	埋立面積	93,726m ²
		埋立容量	1,038,000m ³ 産業廃棄物 880,000m ³ 一般廃棄物 158,000m ³
許可年月	平成15(2003)年1月22日	許可番号	第99号の11
2025年度末残余容量	390,421 m ³		

※ 宇部市の不燃ごみ等一般廃棄物の埋立業務を受託している。

- 1) 一般廃棄物の埋立業務は宇部市から受託しているため、廃棄物処理法上、処分業許可は不要
- 2) 一般廃棄物処理施設については、宇部市が設置届出済み

【徳山下松港新南陽広域最終処分場】

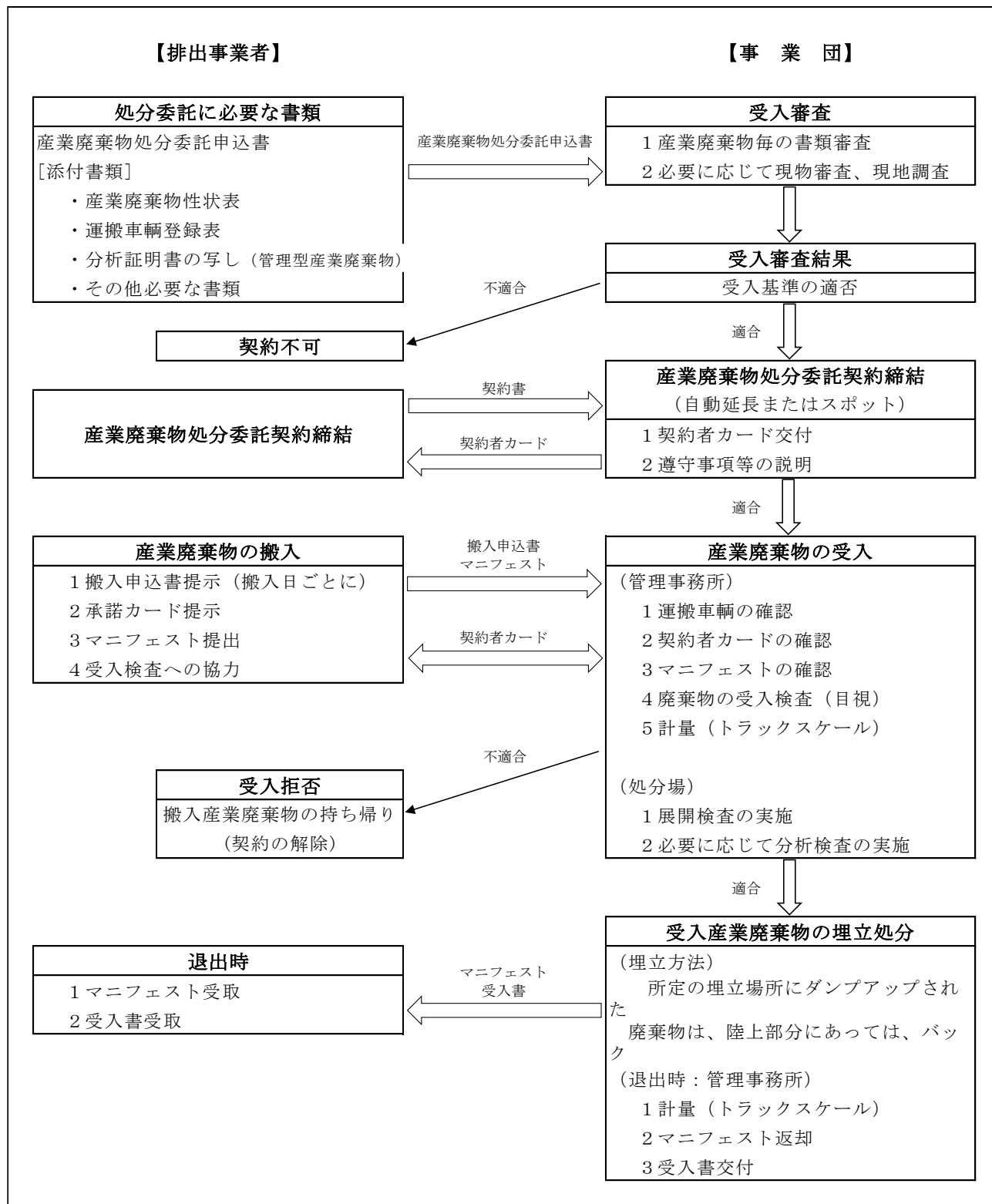
産業廃棄物の種類	廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず（がれき類を除く。）・陶磁器くず（自動車等破砕物を除く。以上3種類）、燃え殻、汚泥、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、鉱さい、がれき類、ばいじん、13号廃棄物 （これらは、石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物、水銀含有ばいじん等及び特別管理産業廃棄物であるものを除く。）以上13種類		
事業の用に供する施設	管理型最終処分場		
設置場所	周南市大字富田字西ノ嶋10593番地先公有水面		
設置年月日	平成25(2013)年12月26日	埋立面積	38,676 m ²
		埋立容量	576,000m ³ 産業廃棄物 498,000m ³ 一般廃棄物 78,000m ³
許可年月日	平成17(2005)年 5月23日	許可番号	第16号の13
変更許可年月日	令和7(2025)年 5月 7日	許可番号	第26号の9
2025年度末残余容量	245,303 m ³		

※ 周南市の不燃ごみ等一般廃棄物の埋立業務を受託している。

- 1) 一般廃棄物の埋立業務は周南市から受託しているため、廃棄物処理法上、処分業許可は不要
- 2) 一般廃棄物処理施設については、周南市が設置届出済み

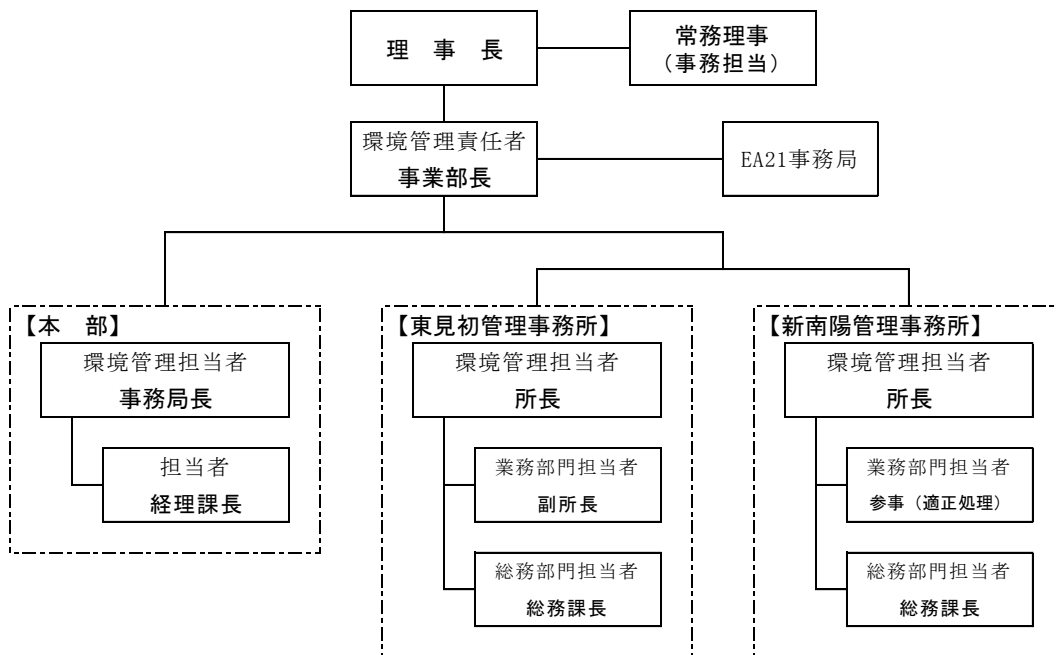
(9) 産業廃棄物の受入管理体制

廃棄物の受入は、原則として下記フローに示す段階ごとに受入基準と合致していることを検査し、適合したものを埋立処分する。



(1 0) EA21 実施体制

2026年7月1日現在



役割分担表

役割	所属（役職）	役割・責任・権限・使命
代表者	理事長	環境経営システム全体を統括し、環境管理責任者からの報告をもとに全体の評価と見直し・指示を行う。
環境管理責任者	事業部長	環境経営システムの全体の構築、運用、維持に関する権限と責任を持つ。
【本部】 環境管理担当者	事務局長	本部における環境管理システムの構築、運用、維持に関する実務上の権限と責任を持つ。
【本部】 担当者	経理課長	本部における環境への取り組みに関する権限と責任を持つ。
【東見初管理事務所】 環境管理担当者	所長	東見初管理事務所における環境経営システムの構築、運用、維持に関する実務上の権限と責任を持つ。
【東見初管理事務所】 業務部門担当者	副所長	東見初管理事務所環境管理担当者を補佐するとともに、廃棄物処理業務部門の権限と責任を持つ。
【東見初管理事務所】 総務部門担当者	総務課長	東見初管理事務所における環境への取り組みに関する総務部門の権限と責任を持つ。
【新南陽管理事務所】 環境管理担当者	所長	新南陽管理事務所における環境経営システムの構築、運用、維持に関する実務上の権限と責任を持つ。
【新南陽管理事務所】 業務部門担当者	参事 (適正処理)	新南陽管理事務所環境管理担当者を補佐するとともに、廃棄物処理業務部門の権限と責任を持つ。
【新南陽管理事務所】 総務部門担当者	総務課長	新南陽管理事務所における環境への取り組みに関する総務部門の権限と責任を持つ。
E A 2 1 事務局	経理課長 事業部GL	E A 2 1 文書及び記録類の作成、維持、管理を行う。

3 2025年度及び中期環境経営目標

環境経営目標			単位	基準年 2022年度	環境経営目標		
					2025年度	2026年度	2027年度
1	二酸化炭素排出量の削減 ^{※1}		kg-CO ₂	126,740	124,860 以下 △0.5% ^{※2}	124,250 以下 △0.5%	123,360 以下 △0.5%
	1-1	電力使用量の削減	kWh	113,412	110,020 以下 △1%	108,910 以下 △1%	107,820 以下 △1%
	1-2	軽油使用量の削減	L	23,624	23,620 以下 —	23,620 以下 —	23,620 以下 —
	1-3	ガソリン使用量の削減	L	1,588	1,580 以下 —	1,580 以下 —	1,580 以下 —
	1-4	灯油使用量の削減	L	122	120 以下 —	120 以下 —	120 以下 —
2	廃棄物排出量の削減		kg	609	580 以下 △1%	570 以下 △1%	560 以下 △1%
3	水使用量の削減		m ³	1,312	1,250 以下 △1%	1,230 以下 △1%	1,210 以下 △1%
4	化学物質の適正管理		—	・毒物劇物の貯蔵タンクの点検（残量、漏洩の有無等） ・就労者への安全衛生教育（雇入れ時、変更時等）			
			—	・第一種指定化学物質排出量の記録と届出の徹底			
5	廃棄物の適正処理	不適正処理ゼロ	—	・不適正処理0件			
		受入基準の遵守	—	・搬入廃棄物の受入検査の実施（100%）			
		新規契約時の現地確認	—	・管理型廃棄物の新規契約時の排出場所の現地確認（100%）			
		埋立作業の安全確保	—	・埋立作業従事者との連絡協議会の実施（年12回以上）			
6	環境法規等の遵守		—	・法改正情報の把握の徹底 ・法規や排水基準等の遵守			
7	地域の環境保全	環境コミュニケーションの推進	—	・地域住民等の見学受入 ・ホームページ等でのPR			
		NP0等の環境保全活動の支援	—	・NP0等の環境保全活動の支援（助成事業の実施）（年700万円） ・J-クレジット等の購入を通じたCO₂排出削減・吸収に係る県内プロジェクトの支援			
		清掃活動への参加	—	・年4回以上			
8	環境保全意識の保持向上	全従業員の環境保全意識の保持向上	—	・年1回以上			
		排出事業者等への情報提供	—	・搬入した全事業者への情報提供（年1回）			

※1 二酸化炭素排出係数：電力 排出係数 0.545 kg-CO₂/kWh（中国電力調整後2021年度）
 ：軽油 排出係数 2.58 kg-CO₂/L
 ：ガソリン 排出係数 2.32 kg-CO₂/L
 ：灯油 排出係数 2.49 kg-CO₂/L

二酸化炭素排出量は、電力使用量、軽油使用量、ガソリン使用量にそれぞれ二酸化炭素排出係数を乗じ、合計したのち、10未満切捨てし、算出した。

※2 表中の「△○○%」は、前年度目標値に対する概ねの削減率

4 2025年度の主要な環境経営計画

(1) 二酸化炭素排出量の削減

① 電力使用量の削減

- ・エアコン：温度の設定を季節に応じて調節、フィルターの定期的清掃の実施
- ・照明：不要な照明の消灯、省エネ型照明への交換
- ・余水処理施設の適正管理による削減
- ・処分場散水用水の保有水の利用（東見初処分場）
- ・再生可能エネルギーの活用による電気使用量の削減

② ガソリン・軽油使用量の削減

- ・エコドライブの実施と低公害車の利用

(2) 廃棄物排出量の削減

① 一般廃棄物排出量の削減

- ・ペーパーレス化の推進、裏紙の利用
- ・一般廃棄物の分別による資源化

(3) 水使用量の削減

① 節水活動の推進

- ・節水活動の励行
- ・廃棄物搬入車両の洗車水の最小限化への協力依頼
- ・処分場散水用水の処理水の利用（新南陽処分場）

② 冬季の配管等からの漏水の早期発見と対策の実施

(4) 化学物質の適正管理

① 化学物質を適正に管理する。

- ・毒劇物の貯蔵タンクの点検（残量、漏洩の有無等）の徹底
- ・就労者への安全衛生教育の実施

(5) 廃棄物の適正処理

① 受入廃棄物の不適正処理0件

② 搬入廃棄物の受入検査の実施

③ 管理型廃棄物の新規契約相談時における排出場所の現地確認の実施

④ 埋立作業従事者との連絡協議会の設置及び実施

⑤ 保有水水質の安定化を目的とした埋立の実施（新南陽処分場）

(6) 環境法規等の遵守

① 法規や排水基準等を遵守

- ・法改正情報の把握の徹底
 - ・日常監視やモニタリングによる法規や排水基準の遵守の徹底
 - 1) 原水モニタリングによる排水基準の遵守
 - 2) 放流モニタリングによる排水基準の遵守
- 放流管理基準超の場合：放流の停止

(7) 地域の環境保全

① 地域の環境保全への貢献

- ・施設見学者の受入実施等による良好な環境コミュニケーションの推進
- ・特定非営利活動法人等の環境保全活動の支援
- ・J-クレジット等の購入を通じた CO2 排出削減・吸収に係る県内プロジェクトの支援
- ・清掃活動や不法投棄廃棄物回収活動への参加
- ・近隣事業所と協同した交通安全対策の実施（東見初事務所）

(8) 環境保全意識の保持向上

① 従業者全員の環境保全意識の保持向上

② 排出事業者、運搬業者への環境配慮の取組についての情報提供の実施

5 2025年度環境経営目標達成状況及びその評価

環境経営目標			単位	目標	実績	目標の達成率 (目標／実績)	目標達成評価
1	二酸化炭素排出量の削減※		kg-CO ₂	124,860 以下	107,144	117%	○
	1-1	電力使用量の削減	kWh	110,020 以下	115,115	96%	△
	1-2	軽油使用量の削減	L	23,620 以下	16,130	146%	○
	1-3	ガソリン使用量の削減	L	1,580 以下	1,203	131%	○
	1-4	灯油使用量の削減	L	120 以下	0	100%	○
2	廃棄物排出量の削減		kg	580 以下	398	146%	○
3	水使用量の削減		m ³	1,250 以下	1,148	109%	○
4	化学物質の適正管理		—	・毒劇物のタンク点検 ・安全衛生教育	実施	100%	○
			—	・PRTR届出	実施	100%	○
5	受入 廃棄物の 適正処理	不適正処理ゼロ	—	・不適正処理0件	0件	100%	○
		受入基準の遵守	—	・受入検査の実施 (100%)	100%	100%	○
		新規契約時の現地確認	—	・新規契約時の現地確認 (100%)	100%	100%	○
		埋立作業の安全確保	—	・連絡協議会の実施 (年12回以上)	24回	100%	○
6	環境法規等の遵守		—	・法改正情報の把握 ・法規等の遵守	実施	100%	○
7	地域の 環境保全	環境コミュニケーションの推進	—	・見学受入 ・HPでのPR	実施	100%	○
		NP0等の環境保全活動の支援	—	・環境保全活動の支援 (年700万円)	700万円	100%	○
				・J-クレジット等の購入を通じた支援	実施	100%	○
		清掃活動への参加	—	・年4回以上	5回	100%	○
8	環境保全意識の 保持向上	全従業員の環境保全意識の保持向上	—	・年1回以上	実施	100%	○
		排出事業者等への情報提供	—	・搬入した全事業者へ 情報提供(年1回)	実施	100%	○

※1 二酸化炭素排出係数：電力 排出係数 0.545 kg-CO₂/kWh (中国電力調整後2021年度)
 ：軽油 排出係数 2.58 kg-CO₂/L
 ：ガソリン 排出係数 2.32 kg-CO₂/L
 ：灯油 排出係数 2.49 kg-CO₃/L

☆ 判定基準 目標の達成率(目標／実績)で判定

○：達成できている(100%以上) △：概ね達成できている(90%以上100%未満)
 ×：達成できていない(90%未満) —：判定できない

6 環境経営計画及びその実施状況と評価ならびに次年度の取組

環境経営目標			環境経営計画	実績 評価	評価・次年度の取組
1	二酸化炭素排出量削減	電力使用量 1%削減 (目標達成率 96% : 概ね達成)	エアコン : 温度の設定を季節に応じて調節、 フィルターの定期的清掃の実施	○	計画は確実に実行でき、目標も電力使用量以外は、達成できたので、引き続きこの計画を継続する。 電力使用量については、 <u>余水処理施設の動力用電力量を数値目標に加えていることの妥当性の検討を行い、2026年度以降の電力使用量の設定を見直すこととする。</u>
			照明 : 不要な照明の消灯、省エネ型照明への交換	○	
			余水処理施設の適正管理による削減	○	
			処分場散水用水の保有水の利用(東見初処分場)	○	
			再生可能エネルギーの活用による電気使用量の削減	○	
2	廃棄物排出量の削減 (目標達成率 146% : 達成)	軽油使用量 現状維持 (目標達成率 146% : 達成)	エコドライブの実施と低公害車の利用	○	計画は確実に実行でき、目標も達成できたので、引き続きこの計画を継続する。
		ガソリン使用量 現状維持 (目標達成率 131% : 達成)	エコドライブの実施と低公害車の利用	○	
3	水使用量の削減 (目標達成率 109% : 達成)	1%削減	ペーパーレス化の推進、裏紙の利用	○	計画は確実に実行でき、目標も達成できたので、引き続きこの計画を推進する。
			一般廃棄物の分別による資源化	○	
			節水活動の推進 : 節水活動の励行	○	
			: 廃棄物搬入車両の洗車水の最小限化への協力依頼	○	
4	化学物質の適正管理		: 処分場散水用水の処理水の利用 (新南陽処分場)	○	計画は確実に実行でき、目標も達成できたので、引き続きこの計画を推進する。
			冬季の配管等からの漏水の早期発見と対策の実施	○	
5	廃棄物の適正処理		毒物劇物の貯蔵タンクの点検の徹底	○	毒劇物は適正に管理し、就労者への安全衛生教育を実施した。引き続きこの計画を継続する。
			就労者への安全衛生教育の実施	○	
6	環境法規等の遵守		受入廃棄物の不適正処理0件	○	受入廃棄物の不適正処理は0件であった。搬入廃棄物は100%受入検査し、現地確認は100%(19回)実施した。連絡協議会は24回実施し、廃棄物の適正処理を行った。引き続きこの計画を継続する。
			搬入廃棄物の受入検査の実施	○	
			管理型廃棄物の新規契約相談時における 排出場所の現地確認の実施	○	
			埋立作業従事者との連絡協議会の設置及び実施	○	
			保有水水質の安定化を目的とした埋立の実施 (新南陽処分場)	○	
7	地域の環境保全		法改正情報の把握の徹底	○	法の改正情報の把握及び環境法規等を遵守した。引き続きこの計画を推進する。
			日常監視やモニタリングによる法規や排水基準の遵守の徹底	○	
8	環境保全意識の保持向上		施設見学者の受入実施等による良好な環境コミュニケーションの推進	○	施設見学者は37団体229人で、良好な環境コミュニケーションを実施できた。助成事業により16団体・2市の環境保全活動支援した。CO ₂ 排出削減・吸収に係る県内プロジェクトがなかったため、J-クレジット等の購入により、県内プロジェクトを支援した。地域の清掃活動に5回参加した。交通安全対策を5回実施した。交通安全対策を5回実施した。引き続きこの計画を継続する。
			NPO等の環境保全活動の支援	○	
			J-クレジット等の購入を通じたCO ₂ 排出削減・吸収に係る県内プロジェクトの支援	○	
			清掃活動や不法投棄廃棄物回収活動への参加	○	
			近隣事業所と協同した交通安全対策の実施 (東見初事務所)	○	
9	環境保全意識の保持向上		全従業員の環境保全意識の保持向上(1回)	○	年度当初に全従業員の環境保全意識の保持向上を実施、排出事業者については年度最初の搬入時に情報を提供した。引き続きこの計画を継続する。
			排出事業者等への情報提供(1回)	○	

7 主な環境関連法規等の一覧及びそれらの遵守状況

法律名等	適用条項	適用内容、規制基準など	定期的確認 順守状況	評価	
				東見初	新南陽
廃棄物の処理及び 清掃に関する法律	産業廃棄物管理票の送付及び回付	・ 管理表の写しの送付・回付	毎月曜日確認済	○	○
	産業廃棄物管理票の写しの保存	・ 5年間の保存	毎月確認済	○	○
	産業廃棄物処理委託契約	・ 2者契約	契約の都度確認済	○	○
		・ 書面により、許可証の写し添付			
	産業廃棄物処理委託契約書の保存	・ 5年間の保存	毎年3月確認済	○	○
	産業廃棄物処理業等の許可及び許可の更新、事業の範囲	・ 事業の内容に合致した許可取得	更新許可年月日：2026年3月6日	○	○
		・ 許可の更新手続き	有効年月日：2033年3月5日		
		・ 委託されている産業廃棄物の処理は許可の内容と合致	契約の都度確認済		
	産業廃棄物処理業等変更届	・ 変更の届出	・ 排水基準の変更（新南陽処分場）に伴う届出 2025年6月10日 ・ 役員変更届出 2025年7月2日 2025年11月27日	○	○
	産業廃棄物処理施設の変更許可等	・ 変更許可等の手続き	・ 役員変更届出 2025年7月2日 2025年11月27日 【東見初】 ・ 維持管理計画等変更に伴う届出 2026年2月9日 【新南陽】 ・ 排水基準の変更に伴う変更許可：2025年5月7日 (申請：2024年12月4日) ・ 排水基準の変更に伴う届出 2025年6月10日	○	○
毒物及び劇物取締法	取扱	・ 飛散・漏洩・進出・地下浸透防止等	毎月点検実施済	○	○
	表示	・ 貯蔵場所の表示等	毎月点検実施済	○	○
特定化学物質の環境への排出量の把握及び管理の改善の促進に関する法律	排出量の届出	・ 第一種指定化学物質排出量の届出	2024年度分：2025年5月26日届出	○	○
フロン排出抑制法	第一種特定製品の管理者が講ずべき措置	・ 簡易点検の実施と記録	四半期点検実施済	○	○
山口県循環型社会形成推進条例	処分状況の報告	・ 前年度産業廃棄物処分状況の報告	2024年度分提出 【東見初】 2025年4月23日 【新南陽】 2025年4月16日	○	○

〈環境関連法規等の違反、訴訟等の有無〉

当事業団に適用される環境関連法規等の一覧及びそれらの順守状況を確認した結果、違反はありませんでした。

また、関係機関からの指摘及び利害関係者からの訴訟や苦情もありませんでした。

8 代表者による全体の取組状況の評価、見直し・指示及び見直し結果の記録

評価者名（代表者名）		理事長 山野 元
前回審査時の指摘事項等及び対応状況		【改善・提案(推奨)事項と対応】 電力使用量については、事務所等電力と余水処理施設の電力の合計を削減目標の対象としており、総電力量削減を目標とすることの是非を検討する時期に来ている。 ⇒①問題点の発生要因の分析として、以下を実施し、余水処理施設の動力用電力を数値目標に加えていることの妥当性を判断する。 ・過去の水質悪化等による電力使用量の増加事例の調査 ・2022年度～2025年度の4年間の電力使用量を各事務所、余水処理施設ごとに把握 ②上記の検討結果を踏まえ、2026年度以降の電力使用量の設定を見直す。
評価	環境経営システムが有効に機能しているか	2025年度の取組の成果を正しく評価できた。
	環境への取組は適切に実施されているか	二酸化炭素排出量の目標は達成できた。
見直し・指示 変更の必要性・指示	環境経営方針変更の必要性	変更する必要はない。
	環境経営目標変更の必要性	・環境経営目標は、電力使用量を除き、取組の成果を正しく評価できているとともに、目標を達成できた。 ・電力使用量は、降雨量の増大による水処理量の増加に伴い目標を達成できなかった。今後、廃棄物の安全かつ適正な埋立処分を維持するためには、ポンド水位や水質等の処分場の適切な管理運営状況に応じた電力使用量の目標を設定すること。 ・軽油使用量、ガソリン使用量、廃棄物排出量については目標を達成できているが、省資源・省エネルギー等環境負荷を低減するため、処分場の効率的な管理運営に努め、実態に即した目標を設定すること。 ・化学物質の適正管理、廃棄物の適正処理等の目標については変更する必要はない。
	環境経営計画変更の必要性	廃棄物処理に係る具体的な目標・計画として、廃棄物の適正管理に係る計画を追加しており、変更する必要はない。
	実施体制変更の必要性	成果は現れているので、変更する必要はない。
見直し結果		・2026年度以降の環境経営目標の項目及び目標値の見直しを実施した。 ・電力使用量の目標は、事務用と動力用に区別し、管理運営状況に応じた目標値を設定した。 ・軽油使用量、ガソリン使用量の目標値は、実態に即した目標値を設定した。 ・廃棄物排出量については、実態に合わせて、目標名称を改めた。

9 二酸化炭素排出削減の取組

(1) 各種エネルギー消費量及び二酸化炭素排出量の把握（2023年度東見初直営開始以降）

エネルギー消費量			単位	2023年度	2024年度	2025年度	2023～2025年度平均
購入電力	事務所	本部	kWh	13,691	13,236	10,692	12,540
		東見初		7,734	5,956	5,665	6,452
		新南陽		10,179	10,321	8,718	9,739
		計		31,604	29,513	25,075	28,731 【24%】
	動力	東見初		63,603	64,989	65,834	64,809
		新南陽		25,300	31,363	24,206	26,956
		計		88,903	96,352	90,040	91,765 【76%】
	合計			120,507	125,865	115,115	120,496 【100%】
	CO ₂			kg	65,676	68,596	62,738
軽油	東見初	L	11,750	10,840	11,490	11,360	
	新南陽		6,442	6,316	4,640	5,799	
	合計		18,192	17,156	16,130	17,159	
	CO ₂	kg	46,935	44,262	41,615	44,271 (39%)	
ガソリン	本部	L	100	200	113	138	
	東見初		518	523	466	502	
	新南陽		835	808	624	756	
	合計		1,453	1,531	1,203	1,396	
	CO ₂	kg	3,371	3,552	2,791	3,238 (3%)	
CO ₂			kg	115,982	116,411	107,144	113,179 (100%)

二酸化炭素排出係数 : 電力 排出係数 0.545 kg-CO₂/kWh(中国電力調整後2021年度)

: 軽油 排出係数 2.58 kg-CO₂/L

: ガソリン 排出係数 2.32 kg-CO₂/L

(2) 太陽光発電設備等の設置の状況

設置時期	設置場所		能力(kW)	備考
2019年6月	新南陽	管理事務所	11	
2020年6月	新南陽	余水処理施設及び検査室	20	
2023年7月	東見初	管理事務所	20	
2025年6月	新南陽	管理事務所(増設)	4	
2025年6月	新南陽	管理事務所(V2H)		2025年10月からEV,V2H連携により、太陽光発電余剰電力の蓄電、EVから事務所への給電を開始
2025年9月	新南陽	管理事務所(EV)		

(3) 二酸化炭素排出削減への太陽光発電設備による貢献の状況

	単位	※1 2019～22年度	2023年度	2024年度	2025年度	合計
発電量 a (2019年7月～)	kWh	106,412	53,901	61,187	67,120	288,620
売電量 b (2020年8月～)	kWh	40,494	27,254	29,501	33,030	130,279
消費量 a-b (うち、新南陽のEVへの蓄電分)	kWh	65,918 —	26,647 —	31,686 —	34,090 (1,735)	158,341 (1,735)
※2 CO ₂ 排出削減への 貢献量 c	kg-CO ₂	62,401	29,376	33,347	36,580	161,704
当事業団のCO ₂ 排出量 d	kg-CO ₃	229,823	115,982	116,411	107,144	569,360
当事業団のCO ₂ 排出量と 貢献量の比較 c/d	%	27.2	25.3	28.6	34.1	28.4

※1 2023年度から直営化した東見初分を含めない

※2 $c = a \times e$ kg-CO₂/kWh

e: 電力のCO₂排出係数(中国電力該当年度調整後) 2019:0.636, 2020～2022:0.585, 2023～:0.545

(4) 東見初処分場の下水道放流量の削減による二酸化炭素排出削減への貢献の状況

保有水を埋立地の散水用水として利用し、下水道放流量の削減を実施

	単位	2023年度	2024年度	※2 2025年度	合計量
散水量に対する蒸発量	m ³	16,114	14,184	4,817	35,115
※1 下水処理に係る CO ₂ 排出削減への貢献量	kg-CO ₂	3,223	2,837	963	7,023

※1 下水処理におけるCO₂排出係数 :0.2 kg-CO₂/m³

出典: 水由来CO₂排出係数の推定(空気調和・衛生工学会論文集No.176, 2011年11月)

※2 2025年度は、ポンド水位の低下を優先するため、2025年5月26日～11月13日の間、散水を停止した。



(5) J-クレジット等の購入

特定非営利活動法人等が、県内で削減・吸収した CO₂ を J-クレジット等として購入し、CO₂ 排出削減・吸収プロジェクトを支援するとともに、将来、削減困難な CO₂ 排出量をオフセットできるよう蓄積した。

☆J-クレジット

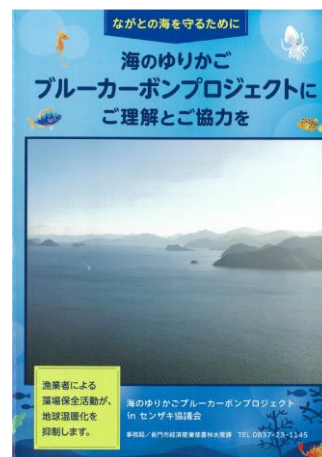
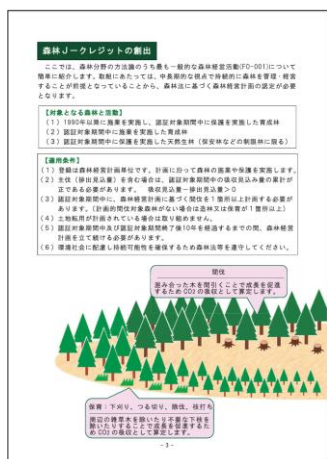
(kg-CO₂)

	2018～2021年度	2022年度	2025年度	合計
購入量	120,000	20,000	120,000	260,000
支援した団体			(公財)やまぐち農林振興公社	
活用(消費)量	0	0	0	0

☆Jブルークレジット

(kg-CO₂)

	2021,2022年度	2023年度	2025年度	合計
購入量	3,400	1,000	3,700	8,100
プロジェクト名			大島千潟から、つながる周南市ブルーカーボンプロジェクトin徳山下松港 海のゆりかごブルーカーボンプロジェクトinセンザキ	
活用(消費)量	0	0	0	0



10 その他

(1) 施設見学者の受入

	2022年度	2023年度 ※	2024年度	2025年度
回数	12	29	37	37
延べ人数(人)	81	159	210	229

※ 2023年度から東見初処分場の見学者も対象とした。

（２）環境保全活動の支援

	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度
団体数	14	18	16	18
助成額(千円)	6,000	7,000	7,000	7,000

1 1 2026年度及び中期環境経営目標

環境経営目標			単位	基準年	環境経営目標 ※3					
				2025年度 ※2	2026年度	2027年度	2028年度			
1	※1 二酸化炭素排出量の削減		kg	122, 853	122, 853	以下	122, 853	以下	122, 853	以下
	1-1 事務用電力使用量の削減		kWh	28, 731	28, 731	以下	28, 731	以下	28, 731	以下
	1-2 動力用電力使用量の削減			130, 896	130, 896	以下	130, 896	以下	130, 896	以下
	1-3 軽油使用量の削減		L	17, 159	17, 159	以下	17, 159	以下	17, 159	以下
	1-4 ガソリン使用量の削減		L	1, 396	1, 396	以下	1, 396	以下	1, 396	以下
2	一般廃棄物（可燃ごみ）排出量の削減		kg	166	166	以下	166	以下	166	以下
3	水使用量の削減		m ³	1, 177	1, 177	以下	1, 177	以下	1, 177	以下
4	化学物質の適正管理		—	・ 毒物劇物の貯蔵タンクの点検（残量、漏洩の有無等） ・ 就労者への安全衛生教育（雇入れ時、変更時等）						
			—	・ 第一種指定化学物質排出量の記録と届出の徹底						
5	廃棄物の適正処理	受入廃棄物の適正処理	—	・ 受入廃棄物の不適正処理 0 件						
		受入基準の遵守	—	・ 搬入廃棄物の受入検査の実施（1 0 0 %）						
		新規契約時の現地確認	—	・ 管理型廃棄物の新規契約時の排出場所の現地確認（1 0 0 %）						
		埋立作業の安全確保	—	・ 埋立作業従事者との連絡協議会の実施（年1 2 回以上）						
6	環境法規等の遵守		—	・ 法改正情報の把握の徹底 ・ 法規や排水基準等の遵守						
7	地域の環境保全	環境コミュニケーションの推進	—	・ 地域住民等の見学受入 ・ ホームページ等でのPR						
		NP0等の環境保全活動の支援	—	・ NP0等の環境保全活動の支援（助成事業の実施）（年7 0 0 万円） ・ J-クレジット等の購入を通じたCO ₂ 排出削減・吸収に係る県内プロジェクトの支援						
		清掃活動への参加	—	・ 年4 回以上						
8	環境保全意識の保持向上	全従業員の環境保全意識の保持向上	—	・ 年1 回以上						
		排出事業者等への情報提供	—	・ 搬入した全事業者への情報提供（年1回）						

※1 二酸化炭素排出係数：電力 排出係数 0.472 kg-CO₂/kWh（中国電力調整後2024年度）

：軽油 排出係数 2.58 kg-CO₂/L

：ガソリン 排出係数 2.32 kg-CO₂/L

二酸化炭素排出量は、電力使用量、軽油使用量、ガソリン使用量にそれぞれ二酸化炭素排出係数を乗じ、合計して算出した。

※2 2025年度の取組状況についての代表者による見直し指示により、基準年値の見直しを実施

・ 事務用電力、軽油、ガソリン、水は、2023～2025年度の平均使用量とした。

・ 動力用電力は、pond水位や水質等の処分場の適切な管理運営状況に応じられるよう、2020年度の現設備設置後以降の最大量（東見初67,870kWh、新南陽63,026kWhの合計量）とした。

・ 一般廃棄物（可燃ごみ）排出量は、本部事務所移転に伴い、本部の対象廃棄物が資源ごみに移行したため、東見初及び新南陽の2023～2025年度の平均排出量とした。

※3 2026年度以降の目標値は基準年値以下とした。

12 2026年度の主要な環境経営計画

(1) 二酸化炭素排出量の削減

安全で適正な埋立処分を実施しながら、設備の適切な点検・整備や更新、省エネタイプの導入など、施設の効率的な維持管理を行い、できる限り電気、ガソリン等の使用量削減に努める。

① 電力使用量の削減

- ・エアコン：温度の設定を季節に応じて調節、フィルターの定期的清掃の実施
- ・照明：不要な照明の消灯、省エネ型照明への交換
- ・余水処理施設の適正管理による削減
- ・処分場散水用水の保有水の利用（東見初処分場）
- ・再生可能エネルギーの活用による電気使用量の削減

② ガソリン・軽油使用量の削減

- ・エコドライブの実施と低公害車の利用

(2) 一般廃棄物（可燃ごみ）排出量の削減

事業所から排出される一般廃棄物について、できる限りの削減・再資源化に努める。

① 一般廃棄物排出量の削減

- ・ペーパーレス化の推進、裏紙の利用
- ・一般廃棄物の分別による資源化

(3) 水使用量の削減

安全で適正な埋立処分を実施しながら、水道の効率的で適切な使用・管理を行い、できる限り使用量の抑制に努める。

① 節水活動の推進

- ・節水活動の励行
- ・廃棄物搬入車両の洗車水の最小限化への協力依頼
- ・処分場散水用水の処理水の利用（新南陽処分場）

② 冬季の配管等からの漏水の早期発見と対策の実施

(4) 化学物質の適正管理

① 化学物質を適正に管理する。

- ・毒劇物の貯蔵タンクの点検（残量、漏洩の有無等）の徹底
- ・就労者への安全衛生教育の実施

(5) 廃棄物の適正処理

① 受入廃棄物の不適正処理0件

② 搬入廃棄物の受入検査の実施

③ 管理型廃棄物の新規契約相談時における排出場所の現地確認の実施

④ 埋立作業従事者との連絡協議会の設置及び実施

⑤ 保有水水質の安定化を目的とした埋立の実施（新南陽処分場）

（６）環境法規等の遵守

- ① 法規や排水基準等を遵守
 - ・法改正情報の把握の徹底
 - ・日常監視やモニタリングによる法規や排水基準の遵守の徹底
 - １）原水モニタリングによる排水基準の遵守
 - ２）放流モニタリングによる排水基準の遵守
- 放流管理基準超の場合：放流の停止

（７）地域の環境保全

- ① 地域の環境保全への貢献
 - ・施設見学者の受入実施等による良好な環境コミュニケーションの推進
 - ・特定非営利活動法人等の環境保全活動の支援
 - ・J-クレジット等の購入を通じた CO2 排出削減・吸収に係る県内プロジェクトの支援
 - ・清掃活動や不法投棄廃棄物回収活動への参加
 - ・近隣事業所と協同した交通安全対策の実施（東見初事務所）

（８）環境保全意識の保持向上

- ① 従業者全員の環境保全意識の保持向上
- ② 排出事業者、運搬業者への環境配慮の取組についての情報提供の実施

快適な生活環境の保全と、
産業の健全な発展のために…

一般財団法人
山口県環境保全事業団

一般財団法人

山口県環境保全事業団とは…

事業団は山口県における産業廃棄物の適正処理を行うとともに環境保全に関する各種事業を行い、本県の快適な生活環境の保全と産業の健全な発展に寄与することを目的に設立されました。



事業団の概要

設立等	2006年3月	山口県循環型社会形成推進基本計画の策定 →県は公共関与最終処分場の整備を促進
	2007年4月	事業団設立
	2008年11月	東見初広域最終処分場運用開始
	2014年4月	新南陽広域最終処分場運用開始
	2018年3月	エコアクション21認証取得
	2019年3月	優良産業廃棄物処理業者認定取得



基本財産 110,695千円



事業内容

産業廃棄物最終処分場の設置、管理・運営

東見初広域最終処分場、新南陽広域最終処分場の運営

環境保全活動の支援（助成事業）

県内で環境保全活動に取り組んでいる団体へ助成金を交付



産業廃棄物最終処分場の設置、管理・運営

公共関与の最終処分場として、安全で信頼性の高い管理、運営を目指しています。

運営方針

●他の範となる最終処分場の運営

受入基準の厳守、厳重な受入審査及び環境監視による万全の環境保全対策を実施します。

●企業の実態と要望を配慮した運営

地域の企業の処分希望量を可能な限り受け入れます。
特に、中小企業分については、優先して受け入れます。

●処分単価の抑制と健全経営

可能な限り処分単価の抑制を図り、処分場の健全経営に努めます。

●循環型社会形成を踏まえた運営

可能な限りのリサイクルを行った上で、やむを得ないと判断される廃棄物を受け入れます。

●社会構造の変化等に柔軟に対応できる運営

社会経済やリサイクル・減量化等の動向に応じて、柔軟に対応できる運営を行います。



環境保全活動の支援（助成事業）

山口県内で環境保全にかかる普及啓発活動や実践活動を行っている団体等への助成を行っています。



里山の遊歩道の整備を行う団体



海岸清掃や稚魚放流を行う団体



竹林整備を行う団体

「最終処分場の概要」



宇部港 東見初広域最終処分場

2008年に運用開始した県内初の公共関与の処分場で
事業団が設置・運営しています。



徳山下松港 新南陽広域最終処分場

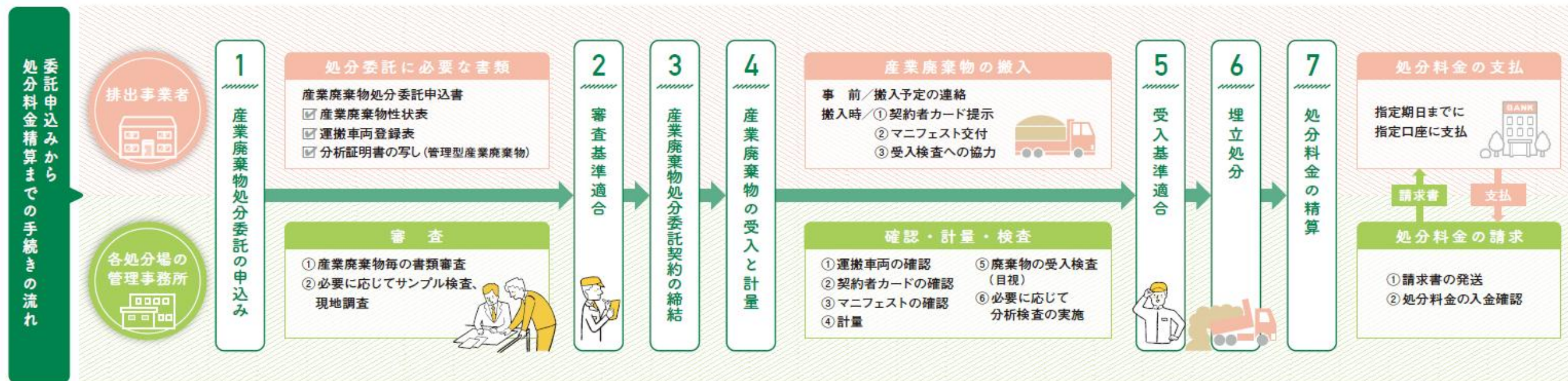
2014年に運用開始した県内2ヵ所目の公共関与の処分場で
事業団が設置・運営しています。



名 称		宇部港 東見初広域最終処分場		徳山下松港 新南陽広域最終処分場	
種 類		産業廃棄物最終処分場(管理型)・ 宇部市一般廃棄物最終処分場		産業廃棄物最終処分場(管理型)・ 周南市一般廃棄物最終処分場	
設 置 場 所		宇部市大字沖宇部字沖の山525番124等の地先公有水面		周南市大字富田字西ノ嶋593番地先公有水面	
対 象 地 域		県下全域(一般廃棄物は宇部市)		県下全域(一般廃棄物は周南市)	
埋 立 面 積		93,726㎡		38,676㎡	
埋 立 容 量		1,038,000㎡ 産業廃棄物…84.8%(880,000㎡) 一般廃棄物…15.2%(158,000㎡)		576,000㎡ 産業廃棄物…86.5%(498,000㎡) 一般廃棄物…13.5%(78,000㎡)	
埋 立 工 法		片押し		薄層埋立 → 片押し	
運 用 開 始		2008年(平成20年)11月～		2014年(平成26年)4月～	
跡 地 利 用 画		港湾関連用地、緑地、交流厚生用地		緑地	
利用できる 地 域 及 び 事 業 者		宇部・小野田 地域		周南地域	
		宇部市、山陽小野田市、美祿市(旧 美祿市)、山口市(旧阿知須町)に排出 元を有する事業者		周南市、下松市、光市に排出元を有する 事業者	
		県内 他 地 域		出 捐 団 体 地 域	
		岩国市、柳井市、周南市、下松市、 光市、和木町、周防大島町、上関町、 田布施町、平生町に排出元を有する 事業者		岩国市、柳井市、宇部市、山陽小野田市、 美祿市(旧美祿市)、山口市(旧阿知須町)、 和木町、周防大島町、上関町、田布施町、 平生町に排出元を有する事業者	
		その他 地域			
		上記以外の地域に排出元を有する事業者で 一般社団法人山口県産業廃棄物協会又は一般社団法人山口県建設業協会の会員			
受入廃棄物の種類	産 業 廃 棄 物	燃え殻、汚泥、廃プラスチック類、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず(がれき類を除く)・ 陶磁器くず、鋳さい、がれき類、ばいじん、13号廃棄物 両処分場とも県内他地域は管理型4品目(燃え殻、汚泥、鋳さい、ばいじん)のみ受入れ 石綿含有産業廃棄物、石こうボード(東見初処分場のみ)			
	一 般 廃 棄 物				
受 入 日 時		不燃ごみ、焼却灰、ばいじん(宇部市)		不燃ごみ、焼却灰、ばいじん(周南市)	
月～金曜日(祝日、年末年始は除く)、受付時間/9:00～11:30、13:00～16:00					



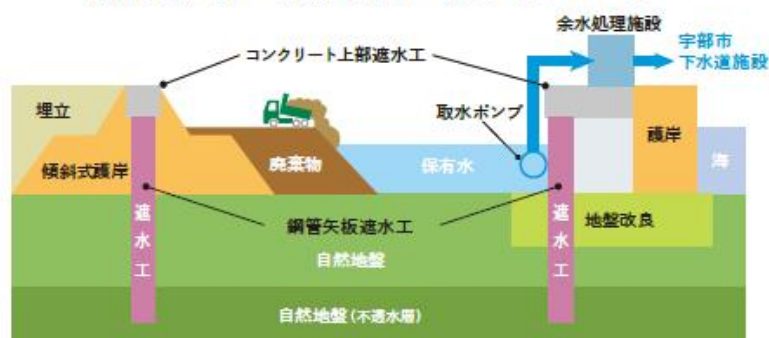
快適な生活環境の保全と、産業の健全な発達のために…



処分場の模式構造図 (断面のイメージ)

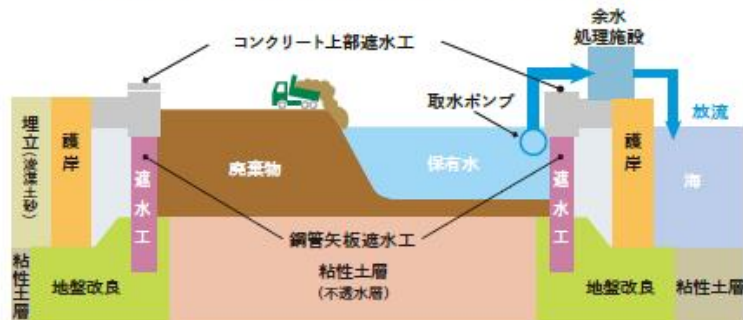
宇部港 東見初広域最終処分場

ハイブリッドケーソン護岸、傾斜式護岸の内側を鋼管矢板遮水工で閉合し築造した構造になっています。



徳山下松港 新南陽広域最終処分場

ハイブリッドL型ブロック護岸の内側を鋼管矢板遮水工で閉合し築造した構造になっています。



「環境保全の取組」

周辺環境に影響がないようにさまざまな環境保全の取組を行っています。

point/ 1

〈受入廃棄物検査〉

搬入される廃棄物が受入れ可能なものかどうかを確認するため、目視検査や分析検査を随時行っています。



point/ 3

〈環境監視〉

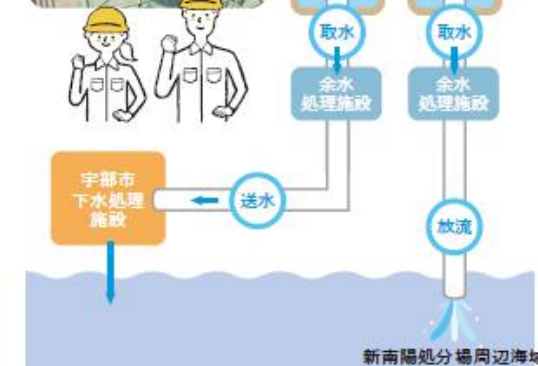
周辺環境に影響がないことを確認するため、放流水及び周辺海域の水質検査、悪臭、騒音、振動測定を定期的に行っています。

point/ 2

〈水の送水・放流〉

処分場内の余水は、余水処理施設で排水基準等に適合した水になっています。

東見初処分場では、宇部市の下水処理施設へ送水、新南陽処分場では、周辺海域へ放流しています。





〈お問い合わせ〉

一般財団法人 **山口県環境保全事業団 本部事務所**

〒753-0072 山口市大手町9番11号 山口県自治会館1階

TEL.083-920-6828 FAX.083-920-6829

(E-mail) info@yamaguchi-khj.or.jp (URL) <http://www.yamaguchi-khj.or.jp>



宇部港東見初広域最終処分場 東見初管理事務所

〒755-0001 宇部市大字沖宇部字沖の山525番103

TEL.0836-32-2280 FAX.0836-32-2282

(E-mail) info-u@yamaguchi-khj.or.jp



徳山下松港新南陽広域最終処分場 新南陽管理事務所

〒746-0019 周南市臨海町6番地

TEL.0834-33-9280 FAX.0834-33-9281

(E-mail) info-s@yamaguchi-khj.or.jp

